

### 保険料額等についてお知らせします 後期高齢者医療制度

#### 平成24年度・25年度の保険料の内容が決まりました

24年度・25年度の保険料(年間)については、均等割額は被保険者1人あたり4万1000円、所得割率は8・19パーセント、賦課限度額は55万円となります。

ただし、保険料の均等割額・所得割額の軽減措置や、会社の健康保険(国保・国保組合を除く)の被扶養者であった方の保険料の軽減措置の内容は、23年度と変更ありません。なお、保険料の軽減には、所得の申告が必要です。保険料額や軽減内容については、7月にお送りする「決定通知書」でお知らせします。

「普通徴収(納付書・口座振替での支払)の方」  
「暫定保険料決定通知書」と4月～6月分の納付書(口座振替の方には通知書のみ)を、今月中旬にお送りします。4月～6月分の保険料額は、22年中の所得等を基に計算した金額になっています。なお、7月以降の保険料額は、23年中の所得等を基に再計算し、7月にお知らせする予定です。

#### 公的年金からの特別徴収を口座振替に変更できます

公的年金からの特別徴収の方  
4月・6月・8月に公的年金から特別徴収する保険料額について、「特別徴収(仮徴収)開始通知書」をお送りしました。保険料額は、原則として今年2

望により、申出書と口座振替依頼書を提出していただくことで、口座振替に変更できます。

「問合せ」国保年金課長寿医療(後期高齢者医療) 保険料担当  
☎5608-8100

### 国民年金の「学生納付特例制度」など

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。所得の少ない学生の方には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。また、保険料の納

付が困難な方は、所得によって「保険料免除制度」等を利用できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。  
「問合せ」国保年金課国民年金係  
☎5608-6130

### 介護保険料等が改定されました 介護保険制度

#### 高齢者福祉総合計画等の策定

平成24年度～26年度の区の高齢者福祉施策や介護保険事業の方向性を示した「墨田区高齢者福祉総合計画」と「第5期介護保険事業計画」を一体的に策定しました。介護保険課(区役所4階)、区民情報コーナー(区役所1階)、区ホームページでご覧になれます。

#### 介護保険料基準額の改定

24年度～26年度の第1号被保険者の所得段階と介護保険料は、下表のとおりです。今回策定した事業計画では、要支援・要介護認定者数と介護保険サービス利用者数の増加等により、介護保険給付費総額が毎年度約10億円以上も増加していることや、介護報酬の改定が行われることに伴い、保険料が大幅に上昇する試算となりました。

そこで、介護給付費準備基金の一部取崩しや東京都財政安定化基金の一部返還分を活用し、保険料の上昇抑制に努めました。前期の介護保険料基準額は、前期の月額3960円から月額5400円へと増額になりました。

区では、所得の少ない方の負担が少しでも軽減されるよう、所得段階を12段階制(実質)から14段階制(実質)に変更し、年度ごとの所得の変化による保険料の変動を緩和しました。

#### 介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスの利用時に、介護保険料の負担が軽減されます

介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスの利用時に、介護保険料の負担が軽減されます。

#### 事業者へ支払う自己負担金が4月利用分から変更となりました

変更内容の詳細は、担当のケアマネジャー等にご確認ください。

#### 24年度の保険料の「仮算定通知」

24年度の介護保険料について、65歳以上の方に「納入通知書(仮算定通知)」をお送りしました。今回通知した保険料額は、24年度の住民税が確定していないため、23年度の住民税課税状況等を基に新しい保険料で仮算定したものです。公的年金からの特別徴収の方には、4月・6月・8月の保険料額を通知しました。なお、6月・8月の保険料額については、年間を通して平均的に納めていただくための調整を行っています。

また、普通徴収(納付書・口座振替での支払)の方には、4月～6月分の保険料額を通知しました。24年度の住民税等を基に再計算した1年間分の保険料の「決定通知書」は、7月にお送りします。

「世帯全員が住民税非課税の方に對する保険料の減額制度」  
「対象」世帯全員が住民税非課税で、次のすべての要件を満たす方  
▼本算定後の保険料の所得段階が特例第3段階または第3段階である  
▼世帯の前年の収入合計が120万円以下である(世帯人数2人目以降は、1人増えることに50万円を加算)  
▼別世帯の住民税課税者に扶養を受けていないか、生計をともししていない  
▼世帯

### 第1号被保険者の介護保険料(24年度～26年度)

所得段階	対象	年額保険料
第1段階	▶生活保護を受給している方 ▶高齢福祉年金を受給している、世帯全員が住民税非課税の方 ▶「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給している方	3万2400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で、第1段階に該当しない方
特例第3段階		本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階		本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方
特例第4段階	本人は住民税非課税で、世帯員に住民税課税者がいる方	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第4段階		特例第4段階に該当しない方
第5段階	本人が住民税を課税されている方	本人の合計所得金額が125万円未満の方
第6段階		本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方
第7段階		本人の合計所得金額が190万円以上250万円未満の方
第8段階		本人の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方
第9段階		本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方
第10段階		本人の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方
第11段階		本人の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方
第12段階		本人の合計所得金額が1000万円以上の方

●納入期ごとの金額は、お送りした「納入通知書(仮算定通知)」をご覧ください。

#### 災害等で納付が困難な方への保険料の負担軽減制度

災害などの特別な事情により生活が著しく困窮し、保険料の納付

全員の預貯金等の合計額が200万円以下である  
▼居住用以外の土地、建物を有していない  
▼申請月の前月分までの保険料に滞納がない  
「減額内容」所得段階が特例第3段階または第3段階の保険料額を、第2段階の保険料相当額に減額  
\*申請月以前の減額は不可  
☎5608-6937

が困難な方は、徴収猶予や減免を受けられる場合がありますので、詳しくは、お問い合わせください。  
「問合せ」▼計画について  
介護管理・計画担当 ☎5608-6924  
▼保険料について  
介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937



**「子ども手当」の制度が変わりました**  
**「児童手当」の支給**

にご請求ください。

「児童手当法」の改正に伴い、従来の「子ども手当」に替わり、「児童手当」を4月分から支給します。この手当は、従来どおり、中学生以下のお子さんを養育している保護者に下表の額を支給するのですが、6月分から所得制限を設けます。なお、審査が必要なため、6月初旬に現況届をお送りする予定です。

平成23年度に「子ども手当」を受給していた方で、対象となるお子さんの人数に変更がない場合は、申請が不要です。ただし、中学生以下のお子さんの転入や出生等、変更があった場合は、15日以内に直接、問合せ先で手当の手続きを行ってください。

**「子ども手当」の請求期限の延長**  
「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の改正に伴い、23年10月分～24年3月分の手当の請求期限を9月末まで延長します。まだ請求していない方は、早め

「問合せ」子育て計画課児童手当・医療助成担当(区役所4階) ☎5608-6160

**「児童手当」の支給額(月額)**

3歳未満の児童	1万5000円	
3歳～小学校修了前の児童	第1子または第2子	1万円
	第3子以降	1万5000円(18歳以下の児童が3人以上いる場合のみ適用)
中学生	1万円	
所得限度額を上回る世帯の児童	5000円(6月分から適用)	

**「児童手当」の所得限度額** \*所得=収入-給与所得控除額等相当分

扶養親族等の人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得限度額	622万円	660万円	698万円	736万円	774万円	812万円

**希望する方は、忘れずに申請してください**  
**平成24年度就学援助費支給申請**

小・中学校へ通学するお子さんがいるご家庭で、経済的な理由により、学校でかかる費用の支払が困難な場合に、その一部を区が援助します。

**「申請書の配布場所」**▼区内の区立学校に通学している場合各

学校 ▼区内の都立学校・私立学校、区外の学校に通学している場合▶学務課(区役所11階)  
**「申請方法」**申請書を直接または郵送で4月30日(消印有効)までに〒130-8640学務課事務担当 ☎5608-6303へ

**利用者を募集します**  
**グループ型小規模保育室「ぶどうの木」**

区では、グループ型小規模保育室「ぶどうの木」(東駒形4-4-8エステート寺内1階)を、私立認可保育園・光の園保育園と連携し、6月中旬以降に開設します。

「グループ型小規模保育室」とは、保護者が仕事等のため、お子さんを保育できない場合に、マンション等の部屋を活用し、私立認可保育園の派遣する複数の家庭的保育者(保育ママ)が、保育園と連携して保育を行うものです。

**「保育日時」**月曜日～金曜日午前8時半～午後5時 \*祝日・年末年始を除く \*時間外保育(午前7時半～8時半、午後5時～6時)あり **「対象」**区内在住で、生後10か月～2歳(平成24年4月1日現在)の健康な子ども **「定員」**11人 **「費用」**月

額2万円 \*時間外保育は30分につき150円 \*食事・ミルク・おむつ等は各自で用意 \*1歳以上の子どもは希望により給食あり(月額6500円)

**「申込み」**申込書・母子健康手帳(直近の健診結果が記載されたページのみ)の写し・子どもの健康保険証の写し・在職証明書等(保育園の入園申込みで提出された証明書等をコピーさせていただきます)も構わない場合は不要)を直接、4月25日～5月2日に子育て計画課子育て計画担当(区役所4階) ☎5608-6084へ \*申込書は、子育て計画課で配布するほか、ホームページから出力可 \*今年度、家庭的保育者(保育ママ)制度の利用申請を行った方は、電話で申込可 \*選考結果は5月11日ごろに通知

**助成金を廃止し、サービスを統合します**  
**NPO法人の病後児保育サービス助成事業**

区では、保育所等に通う乳幼児が「NPO法人による派遣型病後児保育サービス」を利用した場合、保護者に対し、利用料の一部を助成しています。この助成金を8月末で廃止し、訪問型保育支援事業「すみだ子育て支援ネット」「はぐ(Hug)」の病後児(軽症病児)保育サービスに統合します。9月から

は、こちらのサービスをご利用ください。  
**「助成金の対象期間」**8月31日利用分まで **「助成金の申請期間」**平成25年3月31日まで **「問合せ」**子育て計画課子育て計画担当 ☎5608-6084 \*すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」については、「はぐ(Hug)」事務局 ☎3616-1727へ

**経営「コスト」とCO<sub>2</sub>をとくに削減!**  
**省エネ診断(無料)**

区では、昨年度に引き続き、省エネ診断を実施します。専門員が現地調査後、診断結果に基づきアドバイスを行います。

**「対象」**次のすべての要件を満たす中小規模の事業所▼区内引き続き1年以上事業を営んでいる ▼診断を希望する事業所の年間エネルギー使用量が、原油

換算でおおむね15キロリットル未満である(15キロリットル以上の事業所については都や国の制度あり) ▼法人住民税または特別区民税の滞納がない **「定員」**先着10事業所 **「費用」**無料 **「問合せ」**環境保全課指導調査担当 ☎5608-6210

**効果的な節電を!**  
**「省エネナビ」の無料貸し出し**

ご家庭の電気使用量を簡単に確認できる機器「省エネナビ」を使ってみませんか。

**「貸し出し期間」**▼3か月間▶5月～7月 ▼11か月間▶5月～平成25年3月 \*期間終了後、エコグッズのプレゼントあり **「対象」**区内のご家庭等 \*設置

には約1時間かかり、立会いが必要 **「定員」**先着40世帯 **「申込み」**4月11日午前9時から住所・氏名・電話番号・希望する貸し出し期間を電話またはEメールで環境保全課環境管理担当 ☎5608-6207・☒KANK YOU@city.sumida.lg.jpへ

**住宅を提供していただける方を募集します**  
**高齢者借上げ住宅**

高齢者借上げ住宅とは、区が民間賃貸住宅を家主から借り上げ、高齢者に提供する住宅のことです。区との賃貸借契約になりますので、家賃等を滞納されることはありません。

この住宅を区に提供していただけの方を募集します。  
**「募集住宅」**昭和56年6月以降に着工または平成24年10月末までに完成見込みで、区内にある民

間賃貸住宅「募集戸数」12戸程度 **「設備の要件」**▼2階以上の建物の場合、エレベーターが設置してある ▼各住戸の専有面積が25平方メートル以上である ▼台所・トイレ・浴室を原則として各住戸に設置してある

\*ほかにも要件あり **「申込み」**4月27日までに直接、住宅課高齢者住宅担当(区役所9階) ☎5608-6214へ



### 世界中から注目されるすみだの魅力を広く発信！ 「すみだ地域ブランド戦略」関連事業

#### 「すみだブランド」認証商品・飲食店メニューを募集します

すみだの知名度やイメージを高める、すみだらしい商品・飲食店メニューを「すみだブランド」として認証し、PRします。

#### 【認証対象】

▼商品部門Ⅱ区内の事業者が自ら企画・販売する商品・食品(単品、または同一の技術・製法などに基づくシリーズ) \*製造拠点(工場)が区内にあるかどうかは不問 \*7月末までに販売を開始できるものに限る \*複数の商品(シリーズ)も応募可 ▼飲食店メニュー部門Ⅱ区内の事業者が区内の飲食店で提供するメニュー(単品) \*7月1日までに飲食店で提供を開始できるものに限る \*複数のメニューも応募可

#### 【事業説明会】

詳しい事業内容や応募方法に関する説明会を行います。

【とき】4月18日(水)▼第1回Ⅱ午後3時～4時 ▼第2回Ⅱ午後6時半～7時半 \*いずれも同一内容【申し込み】すみだリバーサイドホール1階会議室(区役所に併設)【費用】無料【申込み】当日直接会場へ

#### 「ものづくりラボレーション」参加事業者を募集します

日本を代表するものづくりプロデューサーと区内事業者とが共同で行う、魅力的な自社商品の企画・開発を支援し、発

信します。

#### 【事業内容】

ものづくりプロデューサーと共同で行う、新商品の開発や既存商品の改善

#### 【事業説明会】

詳しい事業内容や応募方法に関する説明会を行います。

【申し込み】▼第1回Ⅱ4月19日(木)午後6時半～7時半・区役所会議室123(12階) ▼第2回Ⅱ4月24日(火)午後6時半～8時半・すみだリバーサイドホール2階イベントホール(区役所に併設) \*実施日によって内容が異なるので、詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照【費用】無料【申込み】当日直接会場へ

#### 【応募資格】

次のすべての要件を満たす区内事業者▼区内に主たる事業所を有する事業者、または構成企業の2分の1以上が区内に事業所を有するグループである ▼7月1日現在、引き続き1年以上事業を営んでいる ▼特別区民税・都民税の滞納がない【問合せ】産業経済課産業振興担当 ☎56008-6188

\*募集要項を記載したチラシ等は、産業経済課(区役所14階)、すみだ中小企業センター(文花1-19-1)で配布しているほか、区および「すみだ地域ブランド戦略」のホームページから出力可



### 変更事項についてお知らせします 墨田区商工業融資制度

#### 利子補助継続の申請期限の延長

墨田区商工業融資制度では、返済期間に係る条件を変更した場合、1回に限り、当初に約定した範囲内で区の利子補助を継続する制度を、平成25年3月31日まで延長します。貸付条件の変更を行うには、金融機関・信用保証協会の承認が必要です。

#### 【経営安定資金】に係る信用保証料の全額補助期間の延長

区内中小企業への緊急経済対策として、「経営安定資金」に係る信用保証料の全額補助期間を、

#### 【経営安定資金】に係る信用保証料の全額補助期間の延長

25年3月31日まで延長します。「経営安定資金」の申込みに当たっては、セーフティネット保証の認定を受けていることが条件となります。

#### 【東日本大震災復興緊急保証】認定の延長

借入額の100パーセントを信用保証協会が保証する、「東日本大震災復興緊急保証」の認定が、25年3月31日まで延長されました。

#### 【問合せ】

生活経済課融資担当 ☎56008-6183



### ご覧になれます 地価公示価格

地価公示価格とは、毎年1月1日時点における標準地の適正な価格のことで、一般の土地の取引価格の指標とされ、公共用地取得価格の算定基準となっています。

この度、国土交通省が、平成24年の地価公示価格を公表しま

した。区内における標準地の地価公示価格は、次の場所で閲覧できます。なお、全国版は5月初旬からご覧になれます。

【閲覧場所】開発調整課(区役所9階)、各出張所、図書館【問合せ】開発調整課建設リサイクル担当 ☎56008-6265

#### リニューアルします

### みどりコミュニティセンターのトレーニング機器

みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)のトレーニング室では、4月17日(火)から、ランニングマシンとエアロバイクを新しくするほか、リカンベントバイク、クライマー、腹筋台を導入します。

【利用料金】2時間以内220円【問合せ】みどりコミュニティセンター ☎5600-5811

#### ご利用ください

### すみだ郷土文化資料館の展示解説

【とき】第2・第3日曜日午後1時～4時【申込み】直接、すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5) ☎5619-7034へ



### 子どもたちに本との出会いを 図書館等での「おはなし会」など

4月23日の「子ども読書の日」の前後に、おはなし会などの楽しい催しを行います。

【とき・ところ・定員等】左表のとおり【対象】小学生以下【費用】無料【申込み】当日直接会場へ

ところ・問合せ	とき	定員
梅若橋コミュニティ会館(堤通2-9-1)・☎3616-1101	4月14日(土)午後3時～3時半	先着20人
緑図書館(緑2-24-5)・☎3631-4621	4月18日(水)午後3時15分～3時45分	先着50人
横川コミュニティ会館(横川5-9-1)・☎5608-4500	4月20日(金)午後3時半～4時	先着20人
立花図書館(立花6-8-1-101)・☎3618-2620	4月21日(土)午後2時～2時半	先着50人
寺島図書館(東向島3-34-4)・☎3611-4610	4月21日(土)午後2時半～3時	先着40人
あずま図書館(文花1-19-1)・☎3612-6048	4月22日(日)午前11時～11時半	先着50人
八広図書館(八広5-10-1-104)・☎3616-0846	4月28日(土)午前10時半～11時	各館先着20人
東駒形コミュニティ会館(東駒形4-14-1)・☎3623-1141	5月5日(祝)午前10時半～11時	



### 都市計画案の閲覧と意見の提出ができます 押上・業平橋駅周辺地区地区計画の変更

区では、押上・業平橋駅周辺地区地区計画の変更に伴う都市計画手続を行っています。

この都市計画案をご覧になることができるほか、区内にお住まいの方、または計画案に利害関係のある方は、計画案について意見書を提出することができます。

【閲覧期間】4月18日(水)～5月2日(水)【閲覧場所】都市計画課(区役所9階)【意見書の提出方法】ご意見・住所・氏名を直接または郵送、ファクスで5月2日(必着)までに〒130-8640 都市計画課都市計画・景観担当 ☎56008-6260・☎5608-6409へ



### 事業延伸認可の関係図書がご覧になれます 京成押上線(押上駅～八広駅間)連続立体交差事業

京成押上線の連続立体交差事業と関連事業について、平成29年3月までの事業延伸が認可されました。この認可の関係図書

をご覧になれます。【閲覧場所・問合せ】立体化推進担当(区役所9階) ☎56008-6263